

## 地方税財源の拡充などに関する町村の主張

国は、当面の重要課題である地方創生を推進するための措置として、不合理な都市と地方の税源の偏在是正を進めています。

消費税を含む税体系の抜本的改革までの暫定措置として導入された地方法人特別税・地方法人特別譲与税については、平成28年度税制改正において、消費税率10%段階で廃止され、法人事業税として復元されることになりました。

一方、地方法人税は、法人住民税の国税化（地方交付税原資化）という地方分権の観点からは容認することができない制度であるにも関わらず、その規模を拡大され、併せて、都道府県税である法人事業税の一部を区市町村に交付する法人事業税交付金も創設されることになりました。

東京都の13町村は、首都直下型地震への備え、超高齢化への対応、人口減少に歯止めをかける子育て支援策や定住促進、教育環境の整備、福祉・医療の充実、社会インフラの整備・更新など、取り組むべき喫緊の課題が山積しております。

こうした状況の下で各町村は、より一層の行財政改革を推進するとともに、将来を見据えた持続性のある財政基盤を確立し、住民の負託に応えていくことが求められています。

地方自治体は、こうした多岐にわたる課題に適切に対応し、充実した住民サービスを提供していくためには、需要に見合う財源の確保が不可欠であります。

真の地方自治とは、地方自治体が自らの権限と財源によって、その役割を果たすことで初めて実現するものであります。今、地方財政に必要なことは、限られた財源の奪い合いではなく、真の地方自治の実現に向けた地方税財源の拡充と安定的な地方税体制の構築であり、その実現に向けた改革を進めていくべきであります。

よって、町村は、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築に向けて、今後とも取り組んでまいります。

平成28年10月19日

東京都町村会